



国海環第76号  
平成27年9月16日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長  
大谷 雅実



指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部  
改正について

標記について、指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了解頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日  
を定める告示の一部を改正する告示について

1. 改正の経緯

MARPOL条約附属書VIでは、船舶から放出される窒素酸化物等の排出ガスによる大気汚染の防止のための規制（以下「排出規制」という。）を定めており、我が国は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）等において取り入れ、排出規制を行っているところである。

海防法における排出規制の対象となる原動機は、適用日\*以降に建造される船舶に設置されたものとされており、適用日以前に建造された船舶に設置された原動機については適用除外とする附則（平成16年法律第36号附則第7条）が設けられている。

（※適用日：国際航海船舶 平成12年1月1日 その他の船舶 平成17年5月19日）

しかしながら、適用除外の原動機であっても特定の改造方法（以下「基準適合改造」という。）によって排出規制を達成しうる型式の原動機（以下「指定原動機」という。）については、環境保全の観点から排出規制の対象とするようにMARPOL条約附属書VIの改正がなされたことを受け、当該原動機については窒素酸化物の排出規制を適用とする海防法改正を平成22年に行ったところである。（平成22年法律第33号附則第6条）

この改正により、平成2年1月1日から平成11年12月31日までの間に建造された国際航海に従事する船舶に設置された原動機に対する基準適合改造の方法について、MARPOL条約締約国の主管庁が新たに認証した場合は、当該認証を国際海事機関（IMO）に通知した日から12か月以後の最初の定期検査までに、当該原動機は排出規制の対象となることとなった。

今般、新たにデンマークより、同国の原動機製造者が製造した原動機に対する基準適合改造の方法を認証した旨の通知がIMOになされたことを受け、当該原動機の型式を「指定原動機」として指定するとともに、当該原動機が排出規制の対象となる日の起算日を定めるため、告示の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 指定原動機の指定

海防法附則（平成16年法律第36号附則第7条）の規定に基づき、デンマークより基準適合改造の方法が認証された原動機（起算日：平成26年6月6日）を指定原動機として指定する。

(2) 排出規制の起算日の指定

海防法附則（平成22年法律第33号附則第6条）の規定に基づき、指定原動機の排出規制の適用開始の起算日を定める。

※指定原動機が排出規制の対象になる日は、起算日から1年以後の定期検査開始日であると規定されており、その起算日を告示で定める旨が海防法の附則（平成22年附則第6条）で定められている。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成27年9月16日  
施 行 : 公布の日